

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年3月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年3月3日	有限会社福満運輸(法人番号6340002008241) 代表者 福満謙一	本社営業所	事業停止(30日間)、 輸送施設の使用停止 (246日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第15条第1項第1号、法第15条第1項第2号、法第15条第4項、法第60条第4項、道路運送車両法(以下「車両法」)第48条、車両法第49条、車両法第58条第1項	令和7年7月15日、無車検運行があったことを端緒に監査を実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画(自動車車庫)に定めるところに従う義務違反(法第8条第1項)、(2)勤務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)勤務時間等の基準なお書き違反(安全規則第3条第4項)、(4)無車検運行(安全規則第3条の3、車両法第58条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(安全規則第3条の3、車両法第48条)、(6)12月点検整備の実施違反(安全規則第3条の3、車両法第48条)、(7)定期点検整備記録簿の記録(改ざん・不実記載)違反(安全規則第3条の3、車両法第49条)、(8)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項～第3項)、(9)点呼の記載事項等義務違反(安全規則第7条第5項)、(10)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(11)運行管理者に対する指導監督違反(安全規則第22条)、(12)検査拒否・虚偽の陳述等(法第60条第4項)	55	55
	鹿児島県鹿児島市七ツ島1-1-23	鹿児島県鹿児島市七ツ島1-1-23					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年3月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年3月4日	株式会社NSUロード・ライン (法人番号4320001007867) 代表者都甲三男	本社営業所	文書警告	貨物自動車運送事 業法第15条第4項	令和8年2月6日、死亡事故を引き起こしたことを端 緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)運転 者等台帳の記載事項等義務違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第9条の5 第1項)、(2)特定運転者に対する特別な指導監督 違反(安全規則第10条第2項)	0	0
	大分県宇佐市大字富山 507-2	大分県宇佐市大字富山 507-2					
令和8年3月9日	有限会社トス・エクスプレス (法人番号2300002009635) 代表者後川和仁	大分営業所	文書警告	貨物自動車運送事 業法第15条第4項	令和8年2月9日、適正化事業実施機関からの情 報を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。 (1)点呼の記載事項等義務違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5 項)、(2)業務の記録の記載事項等義務違反(安全 規則第8条)	0	0
	佐賀県三養基郡基山町宮 浦218-1	大分県国東市安岐町大添 1491-24					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年3月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年3月11日	株式会社松永商事(法人番号5350001014001) 代表者松永博	都城営業所	輸送施設の使用停止 (99日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第9条第3項、法第17条第1項第1号、法第17条第1項第2号、法第17条第4項、道路運送車両法(以下「車両法」)第48条 ※貨物自動車運送事業法は、令和7年4月1日施行以前の条文で記載している。	令和7年5月23日、法令違反の疑いがある旨の情報等を端緒に監査実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画(自動車車庫)に定めるところに従う義務違反(法第8条第1項)、(2)事業計画(配置車両数)の事前届出違反(法第9条第3項、貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(3)勤務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(4)疾病、疲労等のおそれのある運行業務(安全規則第3条第6項)、(5)定期点検整備の実施違反(安全規則第3条の3、車両法第48条)、(6)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項～第3項)、(7)点呼の記載事項等義務違反(安全規則第7条第5項)、(8)業務の記録の記載事項等義務違反(安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(10)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(安全規則第10条第1項)、(12)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	10	10
	宮崎県児湯郡川南町大字平田5733番地16	宮崎県都城市高城町大井手3443-1					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年3月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年3月16日	長崎雲仙運輸株式会社(法人 番号5310002015415) 代 表者佐藤正文	本社営業所	輸送施設の使用停止 (38日車)、文書警告	貨物自動車運送事 業法(以下「法」)第15 条第1項第1号、法第 15条第1項第2号、法 第15条第4項、道路 運送車両法(以下 「車両法」)第52条	令和7年10月28日、労働局からの通報を端緒に監 査を実施。4件の違反が認められた。(1)勤務時間 等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送 安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)勤務 時間等の基準なお書き違反(安全規則第3条第4 項)、(3)整備管理者の変更届出違反(安全規則第3 条の3、車両法第52条)、(4)運転者等台帳の記載 事項等義務違反(安全規則第9条の5第1項)	4	4
	長崎県諫早市津久葉町 278-15	長崎県諫早市津久葉町 278-15					
令和8年3月25日	奥出屋運送株式会社(法人 番号8260001019618) 代表 者奥村哲美	福岡営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)、文書警告	貨物自動車運送事 業法(以下「法」)第8 条第1項、法第15条 第1項第1号、法第15 条第4項	令和7年9月25日、酒気帯び運転があった旨の公 安委員会からの通知を端緒に監査実施。3件の違 反が認められた。(1)事業計画(自動車車庫)に定 めるところに従う義務違反(法第8条第1項)、(2)勤 務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、 (3)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10 条第1項)	1	1
	岡山県久米郡美咲町打穴 中1030-1	福岡県三井郡大刀洗町甲 条1168番地					